

総論

流域治水関連法による 下水道法等の改正に係る フォローアップ

はしもと つばさ
橋本 翼

国土交通省
水管理・国土保全局
下水道部流域管理官付課長補佐

1 はじめに

近年、全国で浸水被害が頻発しています。また、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、これまでの治水政策を抜本的に見直す必要があります。このため、河川管理者、下水道管理者といった管理者主体で行う従来の治水対策に加えて、上流から下流、本川・支川などの流域全体を俯瞰し、国・都道府県・市町村、さらに企業や住民等のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の推進が求められているところです。

流域治水の一翼を担う下水道については、「気候変動を踏まえた下水道による都市浸水対策の推進について 提言」（令和2年6月（令和3年4月一部改訂））において、気候変動を踏まえた中長期的な計画の検討、早期の安全度の向上、ソフト施策のさらなる推進・強化および多様な主体との連携の強化等に関して進めるべき施策がとりまとめられています。

また、法的枠組により流域治水の実効性を高め、強力に推進するために、令和3年5月10日に公布され、同年11月1日に完全施行された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（通称「流域治水関連法」）においては、事前防災の考え方に基づく浸水対策を計画的に実施することや、民間事業者等による雨水貯留・浸透に係る自主的な取組を積極的に

誘導・後押しすること等を目的とし、下水道関係の法改正も講じています。

これらの背景も踏まえ、本稿では、流域治水関連法に基づく下水道による浸水対策の取組について紹介します。

2 下水道法等の改正とガイドライン類の改訂

流域治水関連法においては、下水道に係る主な事項として、特定都市河川浸水被害対策法の改正により、流域水害対策計画を策定・活用する河川の拡大、流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実等を講じているほか、図-1のとおり、下水道法の改正により、氾濫をできるだけ防ぐための対策として「計画降雨の事業計画への位置付け」「樋門等の操作規則の策定義務化」「民間による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設」、また、水防法の改正により、被害を軽減するための対策として「雨水出水浸水想定区域の指定対象の拡大」を講じています。

また、これら法改正に併せて、国土交通省では、令和3年7月および11月に下水道による内水浸水対策に関するガイドライン類の改訂を行うなど、流域治水関連法による下水道法等の改正に基づく取組の促進を図っています。

以下、これら法改正とガイドライン類の改訂等の概要を紹介します。

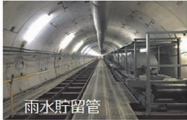


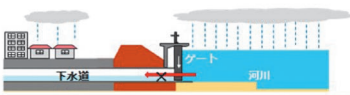
流域治水関連法（R3.5）—下水道関係の改正内容の概要—	
氾濫をできるだけ防ぐための対策【下水道法】	
① 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨（計画降雨）を事業計画に位置づけ、施設整備の目標を明確化し、 雨水貯留管等の整備を加速 。	
 雨水貯留管	 雨水調整池
② 下水道における樋門等の開閉に係る操作ルール策定を義務づけ、河川等から市街地への逆流を確実に防止。	
<樋門の例> 	<樋門による逆流防止のイメージ> 
③ 民間の施設整備に係る認定制度により 民間による雨水貯留浸透施設の整備を推進 。	
被害を軽減するための対策【水防法】	
④ 想定最大規模降雨によるハザードマップ作成エリア（浸水想定区域）を拡大し、 リスク情報の空白域を解消 。 【KPI】最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数 105団体（R3年度）→約800団体（R7年度）	

図-1 下水道法等の改正の概要

(1) 計画降雨の事業計画への位置付け

近年の内水氾濫による浸水被害を踏まえると、過去の浸水被害のみならず、気候変動の影響を踏まえ、地区ごとの浸水リスクを評価し、都市機能の集積状況に応じてメリハリのある整備目標をきめ細やかに設定することにより、事前防災の考え方に基づく計画的な下水道整備を加速する必要があります。このため、下水道法改正により、こうした下水道整備の前提となる「計画降雨」（浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨）について、事業計画に位置付けることを新たに規定しています。

改正法の施行に併せて、国土交通省では、令和3年7月と11月に「雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）」を改訂しました。「雨水管理総合計画」は、下水道による浸水対策を実施する上で、当面・中期・長期にわたる、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定めるものであり、事業計画はこれと整合を図る必要があります。今回のガイドライン改訂により、気候変動の影響を踏まえた計画降雨および計画雨水量の算定や段階的対策計画の検討等に係る解説を充実させ、気候変動の影響を踏まえた計画への見直しを促進しています。

(2) 樋門等の操作規則の策定義務化

気候変動に伴う降雨量の増大により、樋門等（樋門・樋管）の操作を行う機会が増えることが想定されます。このため、下水道法改正により、河川等からの逆流を防止するために設けられた操作を伴う樋門等について、その操作を安全かつ確実に実施し、浸水被害の発生を防止するため、操作規則の策定を義務付けしています。

改正法の施行に併せて、国土交通省では、操作規則の作成、見直し等に当たっての参考となるよう「下水道施設の樋門等の操作規則の作成指針について」（令和3年7月15日、国水下流第4号）を发出し、操作規則の作成指針や作成例を下水道管理者に周知しています。

(3) 民間による雨水貯留浸透施設整備に係る

計画認定制度の創設

浸水被害対策区域は、公共下水道管理者のみによらない官民一体となった浸水対策を実施する区域として、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある排水区域のうち、公共下水道の整備のみによっては浸水被害防止を図ることが困難であると認められる区域を公共下水道管理者である地方公共団体が条例で定めるものです。この浸水被害対策区域における民間事業者等による自主的な雨水貯留・浸透に係る取組を促進するため、下水道法改正により、民間事業者等が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を充たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画の認定制度を創設し、計画の認定を受けた事業者に対して施設整備費用に係る法定補助等の規定を適用できることとしています。

改正法の施行に併せて、国土交通省では、令和3年11月に「官民連携した浸水対策の手引き（案）」を改訂し、認定制度等の解説を追加することで、浸水被害対策区域制度の活用も含む官民連携した浸水対策を促進しています。

(4) 雨水出水浸水想定区域の指定対象の拡大

近年、気候変動により水害が激甚化・頻発化しており、浸水想定区域の指定対象ではない地域においても、多くの浸水被害が発生しています。潜在的に水害リスクがあるにもかかわらずリスク情報が周知されていない場合、当該地域が安全な地域であるとの誤解を招く可能